

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年2月14日
【会社名】	株式会社オプトロム
【英訳名】	OPTROM, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三浦 一博
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
【電話番号】	022-392-3711(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部部長 佐藤 政治
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
【電話番号】	022-392-3711(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部部長 佐藤 政治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 88,800,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成25年2月14日付で四半期報告書を提出したこと、並びに平成25年1月31日付で提出の有価証券届出書の記載事項に一部訂正すべき事項がありましたので、平成25年1月31日付で提出の有価証券届出書および、平成25年2月5日付で提出の有価証券届出書の訂正届出書について、当該四半期報告書を組込情報に追加し、且つ必要な修正をするため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
 - (2) 割当予定先の選定理由
 - (5) 払込みに要する資金等の状況
- 3 発行条件に関する事項

第三部 追完情報

3 最近の業績の概要

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【証券情報】

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(2) 割当予定先の選定理由

(訂正前)

<前略>

また、検討しておりました国内ファンドからの出資についても、当社の株式を引き受けるためにH P環境投資事業有限責任組合第8号組合を組成したファーストメイク・リミテッド株式会社及びフィンテックグローバル株式会社（住所：東京都港区、代表取締役社長 玉井信光）は過去に複数の上場企業の再生案件に実績を有している実績があり、当社の環境事業に対して当社株式を保有したいとの意向をいただいたため、ホライズンパリティートサービス株式会社からご紹介していただきました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、検討しておりました国内ファンドからの出資についても、当社の株式を引き受けるためにH P環境投資事業有限責任組合第8号組合を組成したファーストメイク・リミテッド株式会社及びフィンテックアセットマネジメント株式会社（住所：東京都港区、代表取締役社長 三橋 透）は過去に複数の上場企業の再生案件に実績を有しており、当社の環境事業に対し投資事業有限責任組合を通じて当社株式を保有したいとの意向をいただいたため、ホライズンパリティートサービス株式会社からご紹介していただきました。

<後略>

(5) 払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

当社と株式会社ネットスタジアムとの間には、本新株式並びに本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めはありませんが、当社の企業価値向上に向けた取組みに対する当社株式の保有であるとの表明を受けており、長期保有目的であることを確信しております。

なお、当社は、株式会社ネットスタジアムに対して、払込期日から2年間において本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告に基づく報告を株式会社名古屋証券取引所に行うこと、及び当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を得る予定であります。また、本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。

また、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みについては、株式会社ネットスタジアムの経営成績及び財務状況から最終黒字決算の継続を確認しておりますが、今回の当社への払込資金は、代表取締役の松本卓也氏からの自己資金を同社に充当して本件第三者割当の資金としております。また、当社はこれを銀行口座預金残高証明で確認しており、代表取締役の松本卓也氏は同社以外にも投資事業会社など複数の会社経営をされており、払込みするのに必要な資金があると推察しております。更に同社より、払込期日に全額払い込むことの確約をいただいており、本新株式及び本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書を受領しております。

<後略>

(訂正後)

_____箇所を削除

3 発行条件に関する事項

(訂正前)

<前略>

また、今回の発行価額のこの判断については、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社及び二重橋法律事務所の意見書を参考にしております。

この判断に基づいて、当社取締役会では、当社の安定的な事業活動を実施するために、既存事業であるE・COOL事業の黒字化に邁進し、また、新事業としての太陽光発電事業に着手することにより、今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上を図るという今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、社外取締役1名を含む出席取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

また、本新株予約権の発行価額(1個当たり0.2950円)は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社)が算定した結果、その算定価額である0.2950円を踏まえ本新株予約権1個の払込金額を0.2950円といたしました。第三者機関からの算定結果報告書では、基準となる当社株価17円(平成25年1月30日の終値)、権利行使価額12円、ボラティリティ51.43%(平成23年12月から平成24年12月の週次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.079%(評価基準日における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき0.2950円との結果を得ております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、今回の発行価額のこの判断については、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社及び二重橋法律事務所の意見書を参考にしております。

この判断に基づいて、当社取締役会では、当社の安定的な事業活動を実施するために、既存事業であるE・COOL事業の黒字化に邁進し、また、新事業としての太陽光発電事業に着手することにより、今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上を図るという今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、社外取締役1名を含む出席取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

また、本新株予約権の発行価額(1個当たり0.2950円)は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社)が算定した結果、その算定価額である0.2950円を踏まえ本新株予約権1個の払込金額を0.2950円といたしました。第三者機関からの算定結果報告書では、基準となる当社株価16円(平成25年1月30日の終値)、権利行使価額12円、ボラティリティ51.43%(平成23年12月から平成24年12月の週次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.079%(評価基準日における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき0.2950円との結果を得ております。

<後略>

第三部【追完情報】

（訂正前）

< 前略 >

3 最近の業績の概要

< 以下省略 >

（訂正後）

< 前略 >

「3 最近の業績の概要」の全文削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第27期第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第27期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

株式会社オプトロム
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中大丸
指定社員 業務執行社員	公認会計士	法木右近

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトロムの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の第3四半期会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプトロムの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は5期連続して経常損失、当期純損失を計上し、当第3四半期累計期間において引き続き経常損失及び四半期純損失を計上した結果、平成24年12月末現在債務超過となり、さらに各取引金融機関から借入金の返済猶予を受けるとともに仕入債務の一部について支払期日に支払うことができないことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年1月31日開催の取締役会において、新株予約権の自己取得による消却と第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。